

納付金だより

(第156号)

このたびの東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、公営競技納付金につきましては、依然として厳しい経営状況の中で、施行者の皆様方をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りまして、ここに厚くお礼申し上げます。

今回の「納付金だより」では、平成22年度納付金の納付状況、地方公共団体健全化基金の状況等についてお知らせします。



笠松競馬場

Character (Vol.48)

今回は、笠松競馬のキャラクターを紹介します。

マックル



(キャラクターの由来)

昭和59年に昭和9年の笠松競馬場開場から半世紀を迎えるにあたり、開場50周年事業の一環としてジョッキーと競争馬を漫画風にデザインしたキャラクターを決定し、広く一般から愛称を募集した結果全国各地から約1,500通の応募が寄せられ、「笠マツにたくさん人がクル」意味の「マックル」が愛称として決定されました。

公営競技納付金の納付状況 平成22年度

平成22年度に納入いただきました公営競技納付金（平成21年度開催分の公営競技に係る精算納付額）は、66億96百万円となっています。

（単位：百万円）

納入団体数	納入額 (A)	還付額 (B)	納付額 (A-B)
64	6,696	—	6,696

（注）平成21年度の公営競技施行団体数は、206団体です。

公営競技施行団体数の状況 平成23年度

平成23年4月1日現在の公営競技施行団体数は次のとおり、延べ228団体、純計203団体となっています。

区分	都道府県		計	市区町村		計	計		計	主催者数
	施行形態			施行形態			施行形態			
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競馬	2	10	12	3	38	41	5	48	53	16 (11)
競輪	5	2	7	40	14	54	45	16	61	48 (3)
オート	1	0	1	6	0	6	7	0	7	7 (0)
競艇	1	0	1	21	85	106	22	85	107	37 (15)
延団体数	9	12	21	70	137	207	79	149	228	108 (29)
純計			17			186			203	

（注）（ ）書きは、一部事務組合数の内書きです。

地方公共団体健全化基金の状況

平成22年度においては、地方公共団体健全化基金の運用益213億84百万円のうち191億96百万円が貸付利率の引下げに充てられています。

この結果、平成22年度末の基金残高は、納付金66億96百万円と、運用益と利下げ所要額との差額から管理費を除いた21億87百万円の合計88億84百万円増加し、9,158億23百万円となっています。

地方公共団体健全化基金の推移

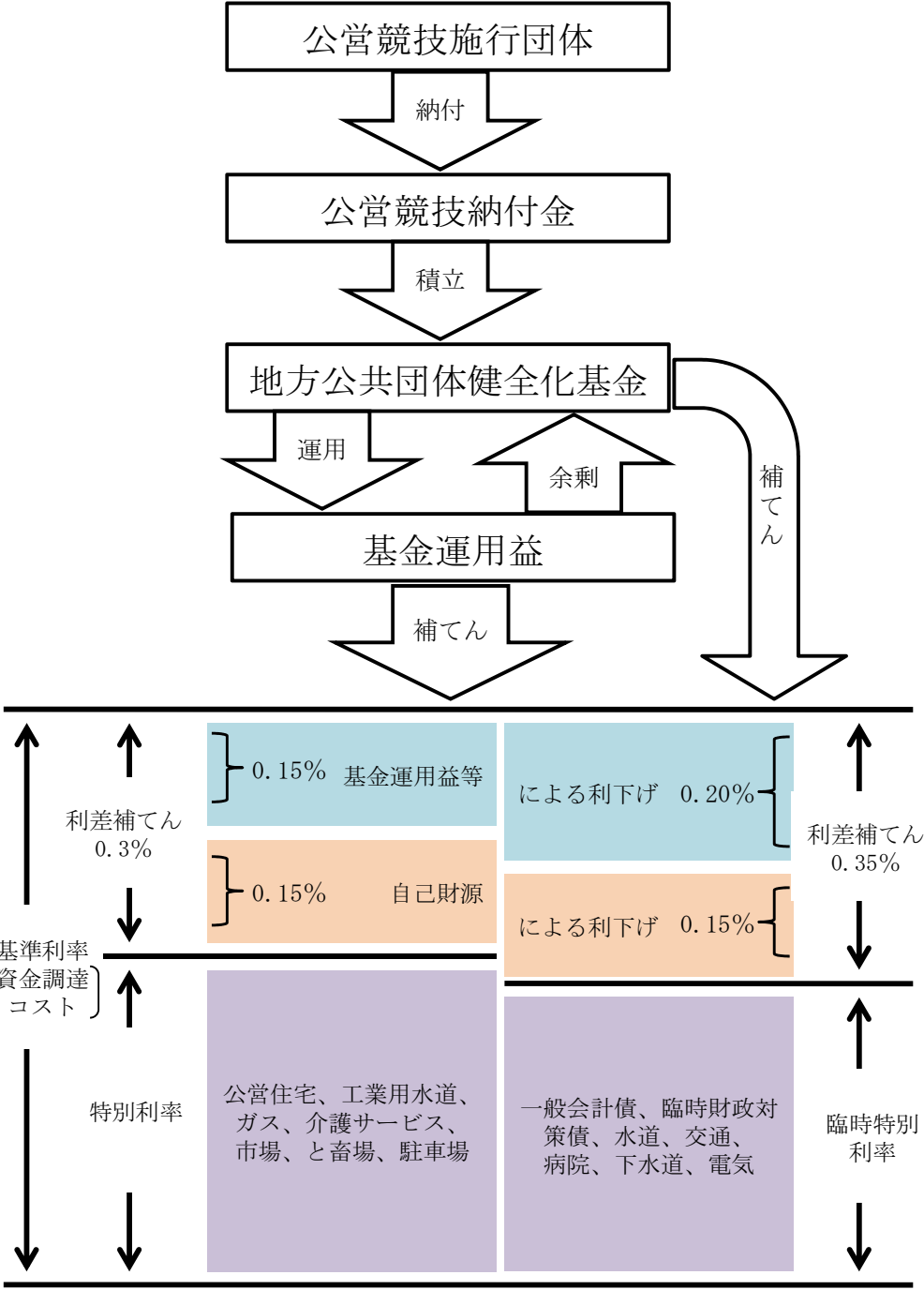
(単位：百万円)

年度	期首 基金 残高 A	納付金 B	運用状況			基金 組入額 C-D-E=F	基金 増加額 B+F=G	期末 基金 残高 A+G=H
			運用益 C	管理費 D	利下げ 補てん 所要額 E			
20	903,354	▲10,479	12,179	0	10,379	1,800	▲8,678	894,675
21	894,675	8,532	24,069	0	20,337	3,731	12,263	906,939
22	906,939	6,696	21,384	0	19,196	2,187	8,884	915,823

(注1) 単位未満切捨てのため、計が一致しない場合があります。

(注2) 平成20年度開催分の納付金から、従前の分割納付・還付制度が廃止され、確定した決算により算定した納付金額を開催翌年度の11月30日までに一括納付することとされたことに伴い、平成20年度は施行団体からの納付がなく、平成19年度までの還付のみが生じたものです。

特利制度のしくみ



平成23年度の納付事務の様式変更点

平成22年度（21年度開催分）納付金の納付において3年分割納付が実施されたことに伴い、算定様式を下記のとおり改正しました。

公営競技納付金精算書 (平成22年度開催分に適用)

(単位:円)

競 技 全 体	売上額	収益額
	ア	イ

- (注1) 売上額の欄には、競馬法第7条第1項及び第2項の勝馬投票券、自転車競技法第12条第1項の車券、小型自動車競走法第16条第1項の勝車投票券、モーターボート競走法第15条第1項の勝舟投票券の売得金又は売上金を記入すること(投票無効分を含まない)。
 (注2) 組合施行に係る競技の売上額については、組合の売上額を収益配分率によってあん分して得た額を記入すること。
 (注3) 収益額は、当該年度の決算に基づき「平成22年度公営競技会計収益計算書」により収益額を算定して記入すること。
 (注4) 政令とは、地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)をいう(以下同じ)。

<表1>改正前の政令附則第2条第1項の規定による納付すべき納付金の額

売上額(ア)－控除額20億円	(ウ)のうち 30億円以下の金額×1.1%	(ウ)のうち 30億円を超える金額×1.2%	改正前の政令附則第2条第1項の規定による納付すべき納付金の額 (エ+オ)
ウ	エ	オ	カ

～ 中 略 ～

※ 以下は、23年度分割納付を希望する団体及び22年度に分割納付を行った団体のみ記入

<附表>改正後の政令附則第2条第6項の規定による分割納付の額

○23年度分割納付を希望する団体

納付金	納付金に係る分割納付額		
	23年度納付額	24年度納付額	25年度納付額
ツ	テ		

- (注11) 23年度納付額から25年度納付額の欄に、納付金を3分割(均等割)した額を記入すること。なお、分割納付額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数はすべて23年度納付額に加算すること。
 (注12) 23年度分割納付を希望する団体で22年度に分割納付を行っていない団体の23年度の納付額はテ欄の額。

○22年度に分割納付を行った団体

22年度納付分の納付金	納付金に係る分割納付額		
	22年度納付済額	23年度納付額	24年度納付額
ト		ナ	

22年度に分割納付を行った団体のうち 23年度納付分の分割納付を希望しない場合には、(ナ)及び(ツ)の合計額 23年度納付分の分割納付を希望する場合には、(ナ)及び(テ)の合計額	(ナ+ツ)または(ナ+テ)
	ニ

- (注13) 22年度に分割納付を行った団体の23年度の納付額はニ欄の額。

改正箇所

※売上額に応じた算定における基礎控除額の引き上げ(20億円→40億円)及び納付率の引き下げ(1.1%又は1.2%→1.0%)、納付限度額の算定における収益基礎控除(0.7億円)の導入、単年度黒字でも累積赤字がある場合は納付不要とする等の地方財政法施行令等の改正内容は平成22年度決算に基づく今回の納付金額の算定には適用されません。

機構資金の貸付状況 平成22年度

平成22年度中の事業別貸付額の状況は、以下のとおりです。

事業名	平成 22 年度 貸付計画額 (百万円)	平成 22 年度貸付実績			
		貸付件数 (件)	貸付額 (百万円)	構成比 (%)	
一般 会計 債	○公 営 住 宅 事 業	19,300	121	16,235	0.9
	○社会福祉施設整備事業	100	9	1,217	0.1
	○一 般 事 業	10,100	74	6,243	0.3
	○地 域 活 性 化 事 業	15,600	143	9,984	0.5
	○防 災 対 策 事 業	22,400	206	18,598	1.0
	○合 併 特 例 事 業	174,300	624	182,937	10.0
	○地方道路等整備事業	152,800	871	126,191	6.9
計	394,600	2,048	361,405	19.7	
○ 臨 時 財 政 対 策 債	788,700	957	766,236	41.8	
公 営 企 業 債	○上 水 道 事 業	117,600	815	125,652	6.9
	○簡 易 水 道 事 業	14,100	372	12,647	0.7
	○一 般 交 通 事 業	6,200	9	3,838	0.2
	○都 市 高 速 鉄 道 事 業	69,700	23	46,180	2.5
	○病 院 事 業	66,700	231	53,396	2.9
	○下 水 道 事 業	411,200	3,470	372,245	20.3
	○工 業 用 水 道 事 業	12,400	68	9,913	0.5
	○電 気 事 業	1,600	5	529	0.0
	○ガ ス 事 業	1,500	22	4,524	0.2
	○介 護 サービス事業	200	12	312	0.0
	○市 場 事 業	12,500	30	3,764	0.2
	○と 畜 場 事 業	900	6	151	0.0
	○駐 車 場 事 業	100	1	780	0.0
	○港 湾 整 備 事 業	4,300	69	3,958	0.2
	○観光施設事業・産業廃棄物処理事業	800	4	290	0.0
計	719,800	5,137	638,177	34.8	
○ 公 営 企 業 借 換 債	30,000	513	67,077	3.7	
合 計	1,933,100	8,655	1,832,895	100.0	
(うち特利事業分)	(1,928,000)	(8,582)	(1,828,647)	(99.8)	

(注1) ○印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。

(注2) 一般事業には臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業に係る貸付けを含みます。

(注3) 地方道路等整備事業には臨時地方道整備事業に係る貸付けを含みます。

(注4) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

機構資金の貸付残高

平成23年3月末現在の長期貸付残高は、以下のとおりです。

(平成23年3月末現在)

事業名		件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)
一般会計債	公 営 住 宅 事 業	5,342	568,619	2.6
	臨時地方道整備事業	31,163	3,900,914	17.5
	臨時河川等整備事業	3,649	209,876	0.9
	臨時高等学校整備事業	444	76,583	0.3
	一 般 事 業	77	12,835	0.1
	地域活性化事業	145	10,045	0.0
	防 災 対 策 事 業	217	18,645	0.1
	合 併 特 例 事 業	650	193,536	0.9
	地方道路等整備事業	832	123,213	0.6
	社会福祉施設整備事業	9	1,217	0.0
	臨時財政対策債	1,354	1,214,734	5.5
計	43,882	6,330,217	28.5	
公営企業債	上 水 道 事 業	45,802	3,931,036	17.7
	簡 易 水 道 事 業	5,923	175,554	0.8
	工 業 用 水 道 事 業	2,426	248,081	1.1
	一 般 交 通 事 業	167	21,754	0.1
	都市高速鉄道事業	824	1,391,265	6.3
	電 気 事 業	736	59,638	0.3
	ガ ス 事 業	293	41,303	0.2
	港 湾 整 備 事 業	1,209	98,591	0.4
	病 院 事 業	2,407	584,184	2.6
	介護サービス事業	315	23,900	0.1
	市 場 事 業	466	84,410	0.4
	と 畜 場 事 業	59	6,015	0.0
	観 光 施 設 事 業	74	6,442	0.0
	産業廃棄物処理事業	22	9,231	0.0
	駐 車 場 事 業	494	79,487	0.4
	地域開発事業(注1)	64	33,719	0.2
	下 水 道 事 業	122,022	8,967,000	40.3
計	183,303	15,761,610	70.9	
地方道路公社	有料道路事業(公社)	516	140,029	0.6
合計		227,701	22,231,856	100.0

(注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

(注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付を行いません。

(注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

地方公共団体金融機構参与会議の開催

当機構では、公営競技納付金制度の円滑な運営を図るため、公営四競技の施行者の全国組織代表者及び地方公共団体関係者に参与を委嘱しておりますが、平成23年度の地方公共団体金融機構参与会議は去る7月19日に当機構で開催されました。

当日の会議では、渡邊理事長の挨拶のあと、経営企画部長から地方公共団体金融機構の平成22年度決算の概要についての報告が行われ、引き続いて機構を巡る諸情勢や公営競技の現状等に関して、出席者による意見交換や質疑応答が行われました。

なお、平成23年7月19日現在の地方公共団体金融機構参与は次表のとおりです。



地方公共団体金融機構参与

(敬称略)

団 体 名	参 与	
	職 名	氏 名
全国公営競馬主催者協議会	神奈川県川崎競馬組合管理者	古尾谷 光 男
全国競輪施行者協議会	埼玉県知事	上 田 清 司
全国小型自動車競走施行者協議会	福岡県飯塚市長	齊 藤 守 史
全国モーターボート競走施行者協議会	東京都青梅市長	竹 内 俊 夫
全国知事会	栃木県知事	福 田 富 一
全国市長会	山口県萩市長	野 村 興 兒
全国町村会	京都府井手町長	汐 見 明 男



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(※)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体(Local Government)の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

(※)

- ・長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

公営競技納付金等についてお尋ね、御連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

地方公共団体金融機構管理部経理課

TEL : 03 (3539) 2685

FAX : 03 (3539) 2613

HP : <http://www.jfm.go.jp/>